

熊本市高齢者安心支援事業実施要綱

制定	平成	3年	4月	1日	制定
改正	平成	9年	5月	1日	改正
	平成	12年	4月	1日	改正
	平成	13年	4月	1日	改正
	平成	16年	7月	1日	改正
	平成	17年	4月	1日	健康福祉局長決裁
	平成	19年	4月	1日	健康福祉局長決裁
	平成	21年	4月	1日	健康福祉局長決裁
	平成	22年	4月	1日	健康福祉局長決裁
	平成	22年	8月	1日	高齢介護福祉課長決裁
	平成	22年	10月	8日	高齢介護福祉課長決裁
	平成	24年	4月	1日	健康福祉子ども局長決裁
	平成	28年	3月	28日	健康福祉子ども局長決裁
	令和	3年	2月	22日	健康福祉局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、見守りが必要なひとり暮らし高齢者等に対し緊急通報装置（必要に応じ電話回線を含む。）を貸与し、安否確認や急病等による緊急事態に近隣住民等で構成するネットワーク（以下「協力員」という。）と連携して迅速かつ適切に対応する熊本市高齢者安心支援事業（以下「事業」という。）を円滑に実施するために必要な事項を定めることにより、在宅高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、市内に居住するおおむね65歳以上の高齢者で、ひとり暮らし、同居者が高齢者のみ、又は障がいや疾病により緊急の対応が困難な者のみの世帯に属する者で、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生命にかかわる発作等が起こる恐れの高い疾病を有する者
- (2) 要介護状態等で寝たきりの状態にある者、これに準ずる状態にある者又は転倒により重大な事故につながる恐れが高い者
- (3) 精神疾患により、身体に深刻な影響を及ぼす可能性が高い者
- (4) 障がい等により、緊急的な対応が著しく困難であると判断される者
- (5) その他市長が必要と認める者

(電話回線貸与)

第3条 この事業を利用するにあたり、現に電話回線を所有せず、かつ、生活保護世帯又は市県民税非課税世帯である者に対し、市長は電話回線を貸与することができる。

(利用申請)

第4条 この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という）は、熊本市高齢者安心支援事業利用申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請者は、原則として協力員を2名確保し、熊本市高齢者安心支援事業協力員届書（様式第2号）により市長に提出するものとする。
- 3 電話回線貸与の申請者は、電話回線貸与申請書兼同意書（様式第10号）も併せて市長に提出するものとする。

(決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその利用の可否を決定し、熊本市高齢者安心支援事業利用決定通知書（様式第3号）又は熊本市高齢者安心支援事業利用却下通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(承諾書の提出)

第6条 前条の規定により利用の決定通知を受けた者（以下「利用者」という）は緊急時に想定される消防署職員等のやむを得ない行為等に対する承諾書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(緊急通報装置の設置)

第7条 第5条の規定による利用決定通知後、市長は緊急通報システム受託業者を通じて、利用者へ緊急通報装置を貸与するものとする。

(費用負担)

第8条 利用者又は生計中心者は、緊急通報装置の設置及びデータ登録にかかる費用を負担しなければならない。ただし、生活保護世帯及び市県民税非課税世帯はこの限りでない。

- 2 利用者又は生計中心者は、設置及びデータ登録にかかる費用を緊急通報システム受託業者に支払うものとする。
- 3 前項に掲げるもののほか、電話回線に係る基本使用料及び通話料その他の費用は、利用者の負担とする。ただし、電話回線を貸与している場合にあつては、通話料のみ利用者の負担とし、その他は熊本市の負担とする。

(変更申請)

第9条 利用者が利用の変更を希望するときは、熊本市高齢者安心支援事業利用変更申請書(様式第6号)により、市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の申請があつた場合は、変更内容を検討し、可否を決定するものとする。
- 3 市長は、変更を決定したときは、熊本市高齢者安心支援事業変更決定通知書(様式第7号)により利用者へ通知するものとする。

(廃止の届出)

第10条 利用者が、死亡、長期入院、市外転出等緊急通報システムの利用が必要でなくなった場合は、速やかに熊本市高齢者安心支援事業利用廃止届(様式第8号)により市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の届出を受理したときは、熊本市高齢者安心支援事業廃止決定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(緊急通報センター)

第11条 市長は、この事業の円滑な運営を図るため、緊急通報センター(通報受信、駆け付け等を行う。以下「センター」という。)を設置するものとする。ただし、センターの駆け付け部門は熊本市内に設置する。

- 2 センターの受信部門(通報受信、相談受付等を行う。)と駆け付け部門は情報を共有し迅速な対応を行うものとする。
- 3 受信部門には、看護師等の医療の専門知識を有する者を配置するものとする。
- 4 受信部門は、24時間体制で利用者の通報に対応するとともに、協力員等との連携により迅速かつ適切な支援を行うものとする。
- 5 市長は、センターを設置するにあたり、前3項及び熊本市高齢者安心支援事業委託仕様に掲げる要件に該当する民間企業と委託契約をすることができる。

(協力員)

第12条 協力員は、次の各号に定める活動を行うものとする。

- (1) センターから連絡を受けた場合に、対象者の安否の確認を行い、必要な措置をとること。
- (2) 前号のほか、本事業の目的を達成するために必要な活動を行うこと。

(遵守事項)

第13条 利用者は、善良な管理者の注意をもって緊急通報装置を使用しなければならない。

- 2 利用者は、緊急通報装置の現状を変更若しくは転貸し、又はその他の事業の目的に反して使用してはならない。
- 3 利用者は、電話回線及び屋内配線を熊本市高齢者安心支援事業の目的を阻害するような使用をしてはならない。
- 4 利用者は、電話回線及び屋内配線の使用权を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 熊本市老人福祉電話貸与事業実施要綱（昭和63年6月1日制定）は、平成22年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

様式第2号

緊急通報協力員届書

年 月 日

熊本市長様

緊急通報装置の設置申請をするにあたり、緊急通報の通報先を下記のとおり届出ます。

(対象者)

校区 町内

住所	〒 熊本市		
フリガナ		電話番号	
氏名			

年 月 日

上記の者の緊急通報の協力員になることに同意します。

住所	〒 熊本市		
フリガナ		印	電話番号
氏名			
対象者との関係			

様

熊本市長

高齢者安心支援事業利用決定通知書

申請日付 年 月 日

上記日付で申請のありました件について、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

給付・貸与番号				給付・貸与決定年月日		年 月 日	
対象者	氏名				生年月日	年 月 日	
	性別		住所	熊本市		電話番号 -	
費用負担				価 格			
緊急通報装置設置費用							
合 計							
利用者負担額				公費負担額			
納品業者							
納品業者住所							
納品業者電話番号							

※ 緊急通報装置を自宅へ設置する際の注意事項

- 1 装置は、上記の業者が訪問し設置します。設置の日時等に関しては業者と連絡をお取りください。
- 2 利用者負担額がある方は、納入業者からの請求書でお支払いください。
- 3 給付・貸与された用具を第三者に譲渡したり、交換したりすることは、固く禁じられています。
- 4 次のいずれかに該当するに至ったときは、下記の地域包括支援センターへご連絡ください。

- (1) 申請事項に変更があったとき
- (2) 市外へ転出するとき
- (3) 一人暮らし等でなくなったとき
- (4) 緊急通報システムを必要としなくなったとき

様

熊本市長

高齢者安心支援事業利用却下通知書

先に申請がありました高齢者安心支援事業の給付等につきましては、審議の結果、却下することに決定しましたので通知します。

(対象者氏名)

(却下の理由)

【根拠条項】熊本市高齢者安心支援事業実施要綱第 2 条

この事業の対象者は、市内に居住するおおむね 65 歳以上の高齢者で、ひとり暮らし、同居者が高齢者のみ、又は障がいや疾病により緊急の対応が困難な者のみの世帯に属する者で、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生命にかかわる発作等が起こる恐れの高い疾病を有する者
- (2) 要介護状態等で寝たきりの状態にある者、これに準ずる状態にある者又は転倒により重大な事故につながる恐れが高い者
- (3) 精神疾患により、身体に深刻な影響を及ぼす可能性が高い者
- (4) 障がい等により、緊急的な対応が著しく困難であると判断される者
- (5) その他市長が必要と認める者

(教示)

- 1 審査請求について
この処分不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本市長に対して審査請求をすることができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。)
- 2 取消しの訴えの提起について
この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本市を被告として (訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)
ただし、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

【問合わせ先】

熊本市

TEL :

FAX :

承 諾 書

緊急時や在宅での支援等のために必要な場合は、緊急通報センターから担当地域包括支援センター・担当居宅介護支援事業所等に個人情報を提供したり、訪問を依頼する場合があります。

また、緊急通報時に消防局から救急車が来た場合に、救急隊員の呼びかけに対応せず、中から鍵が掛かっていたときには、救急隊員がドアや窓を壊して入ることがあります。

なお、その場合の修復については本人負担とし、責任を問いません。

以上、承諾します。

年 月 日

熊 本 市 長 様

住 所
熊本市

氏 名

印

様式第7号

〒

発第 号

年 月 日

様

熊本市長

熊本市高齢者安心支援事業変更決定通知書

申請日付 年 月 日

申請のありました上記事業について、次のとおり変更を決定しましたので通知します。

対象者	氏名		生年月日	年 月 日
	性別		住所	電話番号

変更決定年月日	年 月 日
変更決定内容	

熊本市

地域包括支援センター

電話番号

様式第9号

〒

発第

号

年

月

日

様

熊本市長

熊本市高齢者安心支援事業廃止決定通知書

上記事業について、次のとおり廃止を決定しましたので通知します。

対象者	氏名			生年月日	年 月 日
	性別		住所		

廃止決定年月日	年 月 日
廃止理由	

熊本市	包括支援センター	電話番号
-----	----------	------

電話回線貸与申請書兼同意書

貸主熊本市が所有する電話回線及び屋内配線の貸与について申請します。また、本申請にあたり、下記の事項について同意します。

1. 費用の負担

- (1) 通話料については借主の負担とし、その他は熊本市の負担とする。
- (2) 前号の規定に関わらず、電話回線の貸与に関する費用について、熊本市は変更の1箇月前までに借主にその旨を通知することにより、変更することができるものとする。

2. 目的外使用等の禁止

- (1) 電話回線及び屋内配線を熊本市高齢者安心支援事業の目的を阻害するような使用をしてはならない。
- (2) 電話回線及び屋内配線の使用权を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

3. 使用の解除

次の各号のいずれかに該当するときは、この使用を解除することができる。

- (1) 借主がこの同意書に定める内容に違反したとき。
- (2) 借主が緊急通報装置を必要としなくなったとき。
- (3) 借主が3箇月以上、第1項で負担すべき料金を滞納したとき。
- (4) 借主が熊本市外へ転出するとき。
- (5) 借主が長期にわたり、安否確認を必要としなくなったとき。
- (6) 熊本市高齢者安心支援事業に係る翌年度以降における予算の減額又は削除があったため、当該事業の縮小又は廃止をするとき。

熊本市長 様

年 月 日

借主 住所 _____

氏名 _____ 印 _____